

# 大和市教育委員会 3月定例会

日 時 平成 30 年 3 月 28 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 9 号) 大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則  
について

日程第 2 (議案第 10 号) 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行  
に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 11 号) 大和市共同学校事務室の設置等に関する規則について

日程第 4 (議案第 12 号) 大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付  
事業に関する要綱の一部を改正する要綱について

日程第 5 (議案第 13 号) 大和市文化財保護審議会の委員の委嘱について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 9 号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和町教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「指定管理者」の次に「（大和市立渋谷図書館にあっては関係職員）」を加える。

第13条第1項及び第3項中「指定管理者」を「各図書館長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大和市立図書館条例施行規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

	改正案	現行
(遵守事項)	(遵守事項)	
第2条 略 (1)～(3) 略 (4) 指定管理者（大和市立渋谷図書館にあつては関係職員）の指示に従うこと。	第2条 略 (1)～(3) 略 (4) 指定管理者の指示に従うこと。	(図書等の複写) 第13条 図書館資料の複写を希望する者（以下「申込者」という。）は、図書館資料複写申込書により各図書館長に申し込まれなければならない。 2 略 3 前項に規定する複写に要する費用は申込者の負担とする。ただし、公務上複写をするとき、又は各図書館長が特に必要と認めたときはこの限りでない。
(図書等の複写) 第13条 図書館資料の複写を希望する者（以下「申込者」という。）は、図書館資料複写申込書により指定管理者に申し込まれなければならない。 2 略 3 前項に規定する複写に要する費用は申込者の負担とする。ただし、公務上複写をするとき、又は指定管理者が特に必要と認めめたときはこの限りでない。		

議案第 10 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の  
一部を改正する規則について

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正す  
る規則について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1、4の項第19号中「図書館」を「大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館」に改め、同項に次の4号を加える。

- (22) 大和市立渋谷図書館の管理運営に関すること。
- (23) 大和市立渋谷図書館における図書館資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。
- (24) 大和市立渋谷図書館における図書館資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。
- (25) 大和市立渋谷図書館における読書会その他各種行事の開催に関すること。

別表第3 図書・学び交流課の項中

① 図書館の運営及び維持管理	図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので轻易なもの
② 図書館に関する調査及び研究	
③ 読書活動の推進	

を

① 大和市立渋谷図書館の運営及び維持管理
② 図書館に関する調査及び研究
③ 読書活動の推進
④ 大和市立渋谷図書館における図書及び読書に関する各種行事等の開催及び実施で轻易なもの

① 国書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので轻易なもの
② 大和市立渋谷図書館における図書及び読書に関する各種行事の開催及び実施で重要なものの

に改め、同項教育長の欄中「図書館

の」を「図書館にかかる」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現行	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
	事務	事務	職員
略			
	(1) ~ (18) 略 (19) 大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館に関すること。 (20)・(21) 略 <u>(22) 大和市立渋谷図書館の管理運営に関すること。</u> 4 (23) 大和市立渋谷図書館における図書館資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。 (24) 大和市立渋谷図書館における図書館資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。 (25) 大和市立渋谷図書館における読書会その他の各種行事の開催に関すること。	(1) ~ (18) 略 (19) <u>図書館</u> に関すること。 (20)・(21) 略 4 文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員	文化スポーツ部長及び図書・学び交流課の職員
			略

別表第3(第4条関係)

補助執行させる課	決裁事項／決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
略	略	略	略	略	略	略
図書・学び交流課	① 大和市立渋谷図書館の運営及び維持管理 ②～③ 略 ④ 大和市立渋谷図書館における図書及び読書に関する各種行事等の開催及び実施で軽易なもの	① 図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの ②～③ 大和市立渋谷図書館における図書及び読書に関する各種行事の開催及び実施で軽易なもの	① 図書館の運営及び維持管理 ②～③ 略	図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの	図書館の事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの	図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの

別表第3(第4条関係)

補助執行させる課	決裁事項／決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
略	略	略	略	略	略	略
図書・学び交流課	① 大和市立渋谷図書館の運営及び維持管理 ②～③ 略 ④ 大和市立渋谷図書館における図書及び読書に関する各種行事等の開催及び実施で軽易なもの	① 図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの ②～③ 大和市立渋谷図書館における図書及び読書に関する各種行事の開催及び実施で軽易なもの	① 図書館の運営及び維持管理 ②～③ 略	図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの	図書館の事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの	図書館の事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの

議案第 11 号

大和市共同学校事務室の設置等に関する規則について

大和市共同学校事務室の設置等に関する規則について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会規則第　号

大和市共同学校事務室の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の規定に基づく共同学校事務室について、必要な事項を定めるものとする。

(共同学校事務室の設置)

第2条 大和市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に係る事務の効率化、標準化等、効果的な事務処理体制を構築し、学校教育の充実及び学校運営の改善に資するものとして、本市に共同学校事務室を置く。

(共同学校事務室の指定等)

第3条 共同学校事務室は、地域ごとに置くこととし、その地域区分、共同学校事務室を置く学校（以下「設置校」という。）及び事務の共同処理を行う学校（以下「構成校」という。）は、別表のとおりとする。

2 設置校の校長（以下「設置校長」という。）は、共同学校事務室の運営について総括する。

(共同学校事務室に置く職及び職の発令)

第4条 共同学校事務室に室長及び室員を置く。

2 室長は、構成校の事務主幹のうちから大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。ただし、事務主幹を室長に任命することが困難であるときその他特別な事情があるときは、事務主幹以外の事務職員を任命することができる。

3 室長は、共同学校事務室の事務をつかさどるほか、設置校長及び構成校の校長との連絡調整を行う。

4 室員は、構成校の事務職員をもって充てることとし、教育委員会が任命する。

5 第2項及び第4項の場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項に規定する県費負担教職員を任命しようとする場合は、神奈川県教育委員会の同意を得なければならない。

(会議)

第5条 教育委員会は、共同学校事務室の運営の適正化及び地域間の連携を図るため、各地域の設置校長、室長及び教育委員会事務局の職員で構成する学校事務推進協議会を置く。

2 室長は、地域間の連絡調整等のため、必要に応じて各地域の室長で構成する共同学校事務室連絡会を開催することができる。

3 前2項に規定する会議に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(共同処理を行う事務)

第6条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2に定める事務のほか、共同学校事務室の事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 予算執行等の財務に関すること。
- (2) 教職員の人事に関すること。
- (3) 教職員の福利厚生に関すること。
- (4) 学校事務の指導助言に関すること。
- (5) 学校事務の効率化、標準化等の推進に関すること。
- (6) その他共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものと教育委員会が認めたこと。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

地域区分	設置校	構成校	
		小学校	中学校
林間	林間小学校	北大和小学校 林間小学校 緑野小学校 中央林間小学校	つきみ野中学校 鶴間中学校
鶴間	大和中学校	大和小学校 西鶴間小学校 南林間小学校 大野原小学校	大和中学校 南林間中学校
大和	光丘中学校	草柳小学校 深見小学校 柳橋小学校 大和東小学校 文ヶ岡小学校 引地台小学校	光丘中学校 引地台中学校
渋谷	渋谷小学校	桜丘小学校 渋谷小学校 上和田小学校 福田小学校 下福田小学校	渋谷中学校 上和田中学校 下福田中学校

議案第 12 号

大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する  
要綱の一部を改正する要綱について

大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱の一部  
を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市教育委員会告示第 号

大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱の一部を改正  
する要綱

大和市教育委員会が所掌する事項にかかる補助金交付事業に関する要綱（平成20年大和市教育委員会告示第5号）を次のように改める。

別表に次のように加える。

大和市実践力向上研修部会補助金交付事業	自ら課題意識を持ち、課題解決に向け行動する実践力向上のために、教員が行う研修活動を支援することを目的とする。
---------------------	--

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付事業に関する要綱新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	主な目的	名称	主な目的
略		略	
大和市通学費補助金交付事業		大和市通学費補助金交付事業	略
大和市実践力向上研修部会補助金交付事業	<u>自ら課題意識を持ち、課題解決に向け行動する実践力向上のため</u> <u>に、教員が行う研修活動を支援すること</u> を目的とする。		

議案第 13 号

大和市文化財保護審議会委員の委嘱について

大和市文化財保護審議会委員の委嘱について、審議願いたく提案する。

平成 30 年 3 月 28 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫